

## 退院支援が必要な患者の基準（介護保険の未認定の患者 ⇒ 地域包括支援センターへ連絡）

### 1 必ず退院支援が必要な患者（要介護）

- (1) 立ち上がりや歩行に介助が必要
- (2) 食事に介助が必要
- (3) 排泄に介助が必要、あるいはポータブルトイレを使用中
- (4) 認知症の行動・心理症状や全般的な理解の低下
- (5) 入退院を繰り返しているなど、在宅での（自己）管理が困難と想定

※ 1項目でも当てはまれば（さらに重度も含めて）

### 2 それ以外で見逃してはいけない患者（要支援の一部）

- (1) 在宅では、独居かそれに近い状態で、調理や掃除など身の回りのことに介助が必要
- (2) （ADLは自立でも）がん末期の方、新たに医療処置（膀胱バルーンカテーテル留置、経管栄養、吸引など）が追加された方

\* 入院前からケアマネジャー・地域包括支援センターと契約している患者については、要介護・要支援に関係なく引き継いでください。

### 入院後1～2週間時点で、「在宅退院ができそう」と判断する基準

- 1 病状がある程度安定した状態である。
- 2 在宅での介護が可能そうである。

\* 入院期間が2週間程度の場合、入院1週目で、  
入院期間が3週間程度の場合、入院2週目で判断してください。